

四日市市告示第 3 3 3 号

ひとり暮らし高齢者宅等家具固定事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 7 月 1 4 日

四日市市長 田 中 俊 行

ひとり暮らし高齢者宅等家具固定事業実施要綱の一部を改正する要綱

ひとり暮らし高齢者宅等家具固定事業実施要綱（平成 1 7 年四日市市告示第 5 0 0 号）  
の一部を次のように改正する。

第 1 号様式を次のように改める。

ひとり暮らし高齢者宅等家具固定事業申込書

年 月 日

四日市市長

【申請者】 〔住所〕  
 〔氏名〕  
 〔電話番号〕

家具固定事業を利用したいので、ひとり暮らし高齢者宅等家具固定事業実施要綱第5条第1項の規定により下記のとおり申請します。  
 なお、資格審査にあたっては、私及び家族の公簿等を閲覧することに同意します。

記

	氏名	生年月日	続柄	障害手帳等の等級
1 世帯員 (申請者を含む)				
2 家屋の所在地	四日市市			
3 家屋の種類	持ち家・借家・アパート・公営住宅( )			
4 日程調整方法	日程調整の連絡は(申請者 民生委員)に連絡する。			
5 家主等の承諾 (3で持ち家・公営住宅以外の方)	上記申請により、家屋内の家具転倒防止のため、金具等により家具等を家屋(柱・壁・床等)に固定することを承諾します。 平成 年 月 日 【所有者】 〔住所〕 〔氏名〕 印			

< 注意事項 >

- ・ 本申込みを中止するときは、速やかにその旨を届け出てください。
- ・ 固定された家具等が、転倒するなど被害が生じて、市長はその損害責任を負いません。
- ・ 借家・アパート・公営住宅の明渡しの際など、固定後の金具等の取り外しや原型復旧が必要な場合は、申請者の自己責任で行ってください。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要綱は、平成 2 7 年 7 月 2 4 日から施行する。

( 危機管理室 )